

慶弔見舞規定

(目的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款施行規則第31条に基づき慶弔、傷病及び災害等があったときの慶弔見舞等の支給について、次のとおり定める。

(支給対象及び範囲)

第2条 慶弔見舞等の支給対象及びその範囲は、別表(1)の区分による。

2. 事務局職員は、契約職員を含む。
3. その他必要と認められるとき。

(支給基準)

第3条 慶弔見舞等を支給する基準及びその金額等は別表(1)で定める。

(届出)

第4条 慶弔見舞の申請は、別表(2)の慶弔見舞申請書により、その事実を証明する書類等を添付又は掲示し、会長に届出するものとする。

2. 会員又は事務局職員は、この規定に該当する事実を承知したときは、速やかに届出するものとする。

(特別弔慰金)

第5条 会長は、本会に著しく貢献した者又は本会を退会した者で特に本会に功績があった者（会員及び事務局職員を含む）が死亡したときは、規定の弔慰金の額に係わらず特別弔慰金等を贈ることができる。ただし、その事由が生じたときは、理事会に報告しなければならない。

(贈供)

第6条 祝金、弔慰金、見舞金及び花輪（生花を含む）の贈呈は、特に事情のある場合のほか所属地区協議会を経由して行うものとする。ただし、急を要する場合、地区協議会が会長の承認を得て代行し、その費用を後日、精算するものとする。

(補則)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

別表(1)

種別		区別	理事 監事 顧問 相談役	会 員	会員・ 職員の 配偶者	会員の 父母・子	職 員	職員の 父母・子
(1) 祝 金			20,000	20,000			20,000	
(2) 死亡	弔慰金		20,000	10,000	10,000	5,000	10,000	5,000
	花輪 (生花)		1 基				1 基	
	弔辞		1 通					
	新聞広告		○					
	弔電		1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通
(3) 傷病見舞金 (1ヵ月以上の療養)			10,000	5,000			5,000	
(4) 災害見舞金		①家屋の全焼、全壊又は全流出 20,000 ②家屋の半焼、半壊又は半流出 20,000 ③家屋の床上浸水等 5,000 上記は、役員、会員、職員等に関係なく同額とする。						

別表(2)

慶弔見舞申請書		
		年 月 日
公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会		
会長		殿
		推薦者 役職等
④被支給者	氏名	
	商号	
	住所	
申請内容		